

相模原市中小企業研究開発補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者等の研究開発を促進し、製品の高付加価値化、新分野進出の円滑化及び経営環境改善等を図ることを目的とし、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業等)

第2条 この要綱における補助金の交付対象となる事業は、市内中小企業者等が自ら行う新製品、新技術等に関する研究を行うもの(以下「補助事業」という。)とし、他の補助金を受けていないものとする。

2 前項に規定する補助事業は、次の区分に分類する。

「一般枠」他の区分に該当しない研究開発

「産学連携枠」大学等研究機関からの技術支援を受けて実施する研究開発

「行政課題対応枠」市民サービスの向上につながる行政課題に対応した研究開発

3 補助事業の実施期間は、当該交付決定の日の属する会計年度の4月1日から3月15日までとする。

(補助金の交付の対象)

第3条 この要綱において補助金の交付を受けることができる者は、相模原市内に事業所を有し、補助事業を市内で実施する事業者であって、本市の市税に未納がなく、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

(2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び商工組合連合会を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 条例第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人又は団体にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて算出した額とし、その補助率及び補助上限額は別表2のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 提出日より3ヶ月以内に発行された、登記事項証明書(個人にあっては、住民票記載事項証明書及び開業届の写し)

(2) 納税証明書(未納の税額がない証明)

(3) 会社案内等の企業概要資料

(4) 直近2期の貸借対照表及び損益計算書(個人にあっては、確定申告書の写し)

(5) 暴力団に該当しないことの誓約書及び同意書(第1号様式)

(6) 法人又は団体にあっては、役員等一覧表(第2号様式)

(交付の決定)

第7条 市長は、規則第5条第1項に規定する審査を実施する際、必要に応じ学識経験者、税理士、公認会計士、医師等に意見を聞くことができる。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の市長の定める期日は、当該交付決定の日の属する会計年度の3月15日まで(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)とする。

(工業所有権等に関する届出)

第9条 補助事業者は、工業所有権(補助事業に基づく発明、考案等に関する特許権、実用新案権、意匠権又は著作権)等を補助事業が完了した日の属する会計年度(以下「補助事業年度」という。)又は補助事業年度の終了後3年以内に出願し、若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、速やかに相模原市中小企業研究開発補助金に係る工業所有権等届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助事業終了後の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業年度の終了後3年間は、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況等について、相模原市中小企業研究開発補助金に係る事業化状況報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。なお、平成29年4月13日までに交付決定された補助事業においては、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象経費

経 費 区 分	内 容
原材料費	原材料の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	機械装置及び工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用及び修繕に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
技術指導受入れ費	技術指導の受入れに要する経費
直接人件費	研究開発に直接関与するものが当該研究開発の作業に従事した時間に対し支払われる経費
研究開発委託費(中小企業団体のみ)	中小企業団体が行う研究開発の場合において、当該団体がその構成員である中小企業者に対して行う研究開発委託に要する経費(この経費は補助対象経費の総額の3分の2を超えない額とする。)
その他の経費	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

別表 2 (第 5 条関係)

補助上限額等(1 案件につき)

区分	対象事業	補助率	補助額
一般枠	他の区分に該当しない研究開発	2 分の 1 以内	5 0 万円以上 1 0 0 万円以下
産学連携枠	大学研究機関からの技術支援を受けて実施する研究開発		5 0 万円以上 1 5 0 万円以下
行政課題対応枠	市民サービスの向上につながる行政課題に対応した研究開発		

第 1 号様式（第 6 条関係）

暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者住所（郵便番号、本社所在地）

申請者氏名（事業者名及び代表者役職名・氏名）

氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。

相模原市中小企業研究開発補助金の交付申請にあたり、下記について確認・同意し、申請者()が暴力団員に該当しないことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

記

- 1 申請者が、相模原市暴力団排除条例(平成 23 年相模原市条例第 31 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員である場合は、市長は、補助金の交付申請を却下します。
- 2 補助金を受領後に申請者が暴力団員であることが判明した場合にも、市長は、交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずるものとします。

() 法人又は団体が申請者の場合、代表者及び役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)をいう。

また、法人又は団体が申請者の場合、役員等一覧表(第 2 号様式)を提出すること。

役員等一覧表

年 月 日

現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

(全ての役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)を記載してください。)

記載された全ての者は、役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

事業者名

代表者氏名

氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。

年 月 日

相模原市長 あて

住 所(郵便番号、本社所在地)
氏 名(事業者名、代表者役職・氏名)
氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。

年度相模原市中小企業研究開発補助金に係る工業所有権等届出書
研究開発テーマ()

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助事業に関して、次のとおり工業所有権等の出願又は取得(譲渡、実施権の設定)をしたので、相模原市中小企業研究開発補助金交付要綱第9条の規定に基づき届出します。

記

- 1 開 発 題 目
- 2 種類(番号及び工業所有権等の種類)
- 3 出願又は取得年月日
- 4 内 容
- 5 相手先及び条件(譲渡及び実施権設定の場合)

(注) 用紙のサイズは、A4とする。

年 月 日

相模原市長 あて

住 所(郵便番号、本社所在地)
氏 名(事業者名、代表者役職・氏名)
氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。

年度相模原市中小企業研究開発補助金に係る事業化状況報告書
研究開発テーマ()

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助事業に関し、
年度の事業化状況について、相模原市中小企業研究開発補助金交付要綱第10条の規定
に基づき次のとおり報告します。

記

1 事業化状況

- (注) 1 その他、補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。
2 用紙のサイズは、A4とする。